

防府市多子世帯保育料等軽減事業実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が特定教育・保育施設等へ入所した場合における保育料の軽減及び民間保育サービス施設へ通所した場合における保育料の補助について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「対象児童」とは、世帯における第 3 子以降の児童で次に掲げるものをいう。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、支援法第 19 条第 2 号に係る認定を受け、支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を利用する小学校就学前子ども
- (2) 支援法第 20 条第 1 項の規定に基づき、支援法第 19 条第 3 号に係る認定を受け、支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を利用する小学校就学前子ども
- (3) 民間保育サービス施設へ通所する防府市に住所を有する小学校就学前の児童（第 1 号及び第 2 号に規定する小学校就学前子ども、支援法第 20 条第 1 項の規定に基づき、支援法第 19 条第 1 号に係る認定を受け、支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を利用する小学校就学前子ども、支援法第 30 条の 5 第 1 項又は第 7 項の規定に基づき、支援法第 30 条の 4 各号の区分に係る認定を受け、支援法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子ども並びに「企業主

導型保育事業等の実施について」(平成29年4月27日府子本第370号・雇児発第0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第3の2の(3)に規定する児童を除く。

2 この要綱において「第3子以降の児童」とは、原則として戸籍上の第3子以降の児童をいう。ただし、戸籍上第3子以降でなくとも、保護者が現に3人以上扶養している児童のうち第3順位以下にあるものは含むものとする。

3 この要綱において「民間保育サービス施設」とは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第34条の15第2項、第35条第4項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第1項の認可を受けていないもの(法第58条又は認定こども園法第22条の規定により認可を取り消されたものを含む。)をいう。

(1) 保育に従事する者を2人以上配置しており、そのうち3分の1以上が保育士又は看護師の資格を有すること。

(2) 保育室の面積は、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

4 この要綱において「保育料」とは次に掲げるものをいう。

(1) 第1項第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どもの扶養義務者が、市長が定める額に基づいて支払う費用

(2) 第1項第3号に規定する児童の扶養義務者が、民間保育サービス施設に支払う通所に要する費用

(保育料の軽減額又は補助額)

第3条 対象児童が特定教育・保育施設等へ入所した場合の保育料の軽減額及び民間保育サービス施設へ通所した場合の保育料に対する補助金の額は別表に定めるとおりとする。

(保育料の軽減又は補助金の申請等)

第4条 特定教育・保育施設等入所児童の保育料の軽減については、市において保育利用申込書により確認を行い実施する。

- 2 補助金を受けようとする民間保育サービス施設通所児童の扶養義務者は、多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付申請書（第1号様式）及び多子世帯保育料等軽減事業に関する調書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(保育料の軽減又は補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、特定教育・保育施設等入所児童の保育料の軽減については、減額された保育料を納入通知することにより決定を行う。

- 2 市長は、前条第2項の多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付申請書の提出があった場合においては、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知する。

(保育料の軽減又は補助金の交付の決定の取消し等)

第6条 市長は、保育料の軽減又は補助金の交付を受けた申請者が次のいずれかに該当するときは、保育料の軽減又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって保育料の減額を受けたとき又は補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により保育料の軽減又は補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに保育料が減額されているとき又は補助金が交付されている場合は、該当者に対し、期限を定めて保育料の追徴又は返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育施設等保育料の軽減額

区 分	軽 減 額
防府市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則別表において第2階層～第7階層に属する対象児童	防府市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則別表における各階層の徴収金基準額
防府市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則別表において第8階層～第13階層に属する対象児童	防府市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則別表における各階層の徴収金基準額の2分の1

2 民間保育サービス施設保育料に対する補助額

補 助 額
当該児童に係る民間保育サービス施設利用料の年間合計額と 50,000 円を比較して低い方の額

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 防 府 市 長

保護者(申請者) 住所

電話番号（ ） ー

氏名

多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付申請書

防府市多子世帯保育料等軽減事業実施要綱第4条第2項の規定により、補助金を交付されるよう申請します。

1 対象児童

児童氏名	
生年月日	年 月 日生

2 通所している施設名及び期間

施設名	通所した（予定の）期間
	年 月 日 ～ 月 日
	年 月 日 ～ 月 日
	年 月 日 ～ 月 日

※前年度から継続して通所されている場合は、今年度の4月1日～としてください。

※今年度中に通所施設を変わられている場合は、すべてを記入してください。

3 家族の状況

氏名	生年月日	保護者との続柄	勤務先・通学等の状況	市町村確認欄

なお、補助金については下欄の金融機関に振り込んでください。

振込先	銀行				支店
	信用金庫				(支所)
	組合				
口座種別	当座・普通	口座番号			
フリガナ					
口座名義人					

※ 振込口座は、申請者の名義でお願いします。

第2号様式（第4条関係）

多子世帯保育料等軽減事業に関する調書

					年 月 日							
児童の状況について	フリカ`ナ		施設の入所日									
	児童氏名		自 年 月 日									
	男・女		※前年度からの継続入所の場合は4月1日									
	年 月 日生		至 年 月 日									
施設入所日である 年 月 日現在の年齢は、満 歳 カ月												
保育料について	月額	円	ただし給食費	円を	領収書の写し等により確認できる場合は省略可							
		(①)	含む・含まない	(②)								
年額					円 [(①+②)×月数、給食費を含む]							
施設 の 状 況 に つ い て (年 月 日現在)												
職員の状況	施設長	人	うち有資格者	人	保育室面積	年齢別入所児童数(人)						
	保育士	人	うち有資格者	人	m ²	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	計
	調理員	人										
	その他	人										
	計	人	うち有資格者	人								
消火用具の整備等		消火器		本	消防署の立入調査による指摘			1有・2無				
上記のとおり相違ないことを証明します。												
年 月 日												
(宛先) 防 府 市 長												
施 設 名												
施設長氏名												

第3号様式（第5条関係）

指令防子第 号
年（ 年） 月 日

様

防府市長 印

多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付決定通知書

防府市多子世帯保育料等軽減事業実施要綱第5条第2項の規定により、補助金の交付を決定しましたので、通知いたします。

記

児童氏名	
生年月日	
保育施設名	
入所年月日	
支給決定額	